

群馬県第二種区画漁業の内水面漁場計画（案）
について

漁業法（抜粋）

（海区漁場計画の作成の手続）

- 第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
 - 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
 - 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

- 2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

（漁業の免許）

- 第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。
- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

蚕園第30283-7号

令和5年7月18日

群馬県内水面漁場管理委員会 会長 様

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸園芸課)

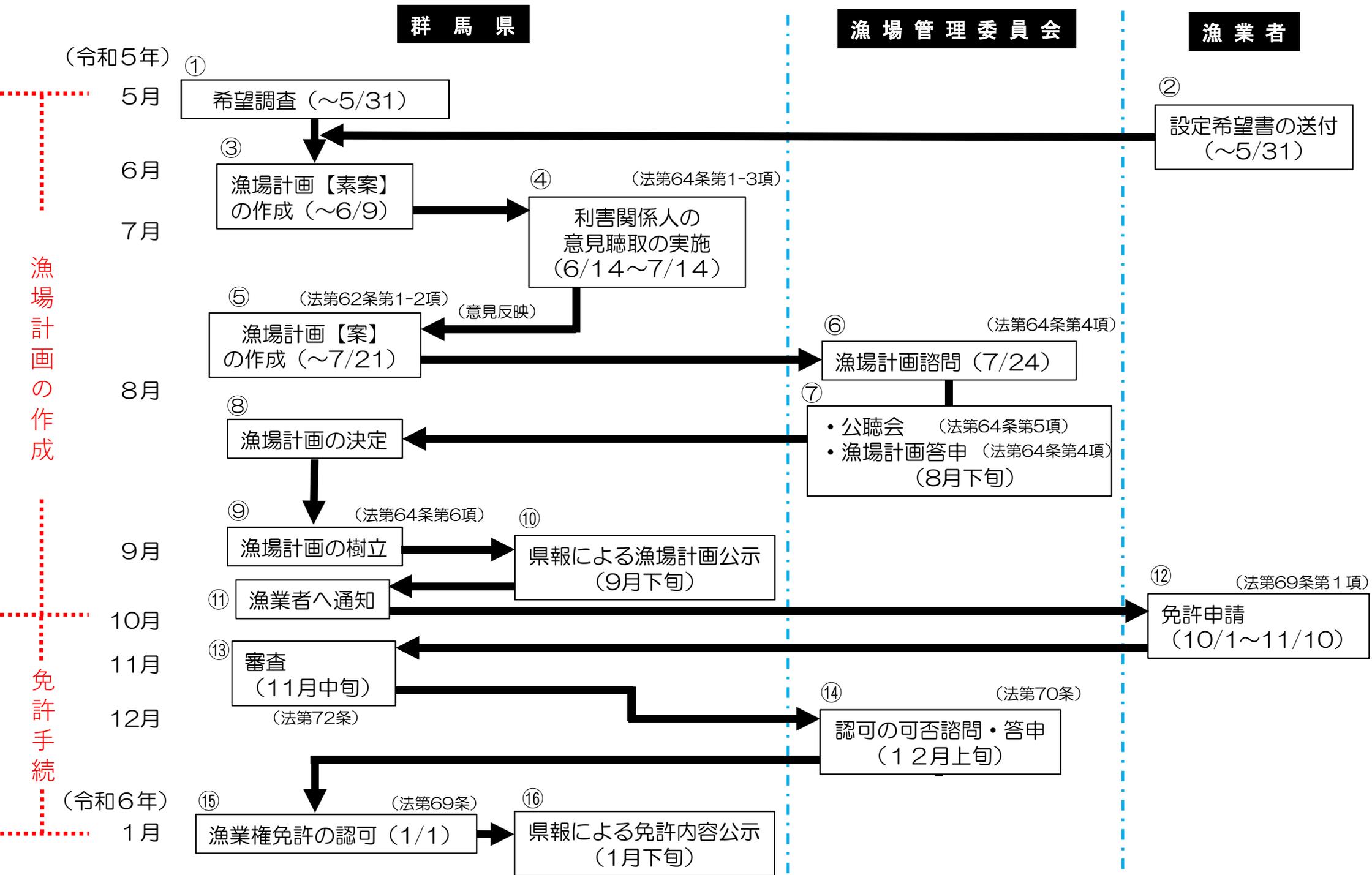


第二種区画漁業の内水面漁場計画について（諮問）

現在、群馬県内で免許している第二種区画漁業権が令和5年12月31日に存続期間満了となるため、漁業法第六十七条の規定により、内水面漁場計画（案）を作成しましたので貴委員会の意見を求めます。

担当 農政部蚕糸園芸課水産係
電話：027-226-3095
FAX：027-243-7202

第二種区画漁業権切替における免許事務フローチャート（予定）



第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画（素案）に関する意見募集について

更新日：2023年6月14日

意見募集の概要

現在、本県が免許をしている第二種区画漁業権は、令和5年12月31日で存続期間が満了します。漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定に基づく「第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画」の作成にあたり、同法第64条第1項（同法第67条第2項において準用する場合も含む。）の規定により内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他利害関係人からご意見を募集します。

いただいたご意見については「第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画」を作成する際の参考とさせていただきます。

意見募集の詳細

1.資料の公表

- インターネットによる閲覧（[第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画（素案）](#)（PDF：92KB））
- 群馬県農政部蚕糸園芸課水産係（群馬県庁舎18階北フロア）での閲覧
- 各農業事務所農業振興課での閲覧

群馬県内農業事務所（一覧）

農業事務所	住所	連絡先
中部農業事務所	前橋市上細井町2142-1	027-233-2065
西部農業事務所	高崎市台町4-3	027-322-0539
吾妻農業事務所	吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-2311
利根沼田農業事務所	沼田市薄根町4412	0278-23-0188
東部農業事務所	太田市西本町60-27	0276-31-3824

2.意見の提出方法

1. 受付期間

令和5年6月14日から同年7月13日
※最終日の17時15分までに必着

2. 記入様式

下記の所定の記入様式により回答してください。
[提出様式 \(Word : 25KB\)](#) (記載例あり)

3. 留意点

ア. ご意見をいただく際は、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条第2項の規定により当該事案について利害関係があることを疎明(※注)する必要があります。

※注 記入様式の「利害関係の疎明」欄は必ずご記入ください。

※注 利害関係人の疎明がされていない意見についてきましては、原則無効となります。

イ. 提出いただいた内容等の確認のため、こちらから連絡させていただく場合がありますので、住所、氏名、電話番号のご記入をお願いします。

3.提出先（受付期間内に下記連絡先まで提出してください）

郵送の場合

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1番地1丁目1
群馬県農政部蚕糸園芸課水産係

※封筒の表面に必ず「第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画（素案）に関する意見提出」と記入してください。

ファクシミリの場合

027-243-7202

※件名に必ず「第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画（素案）に関する意見提出」と記入してください。

電子メールの場合

sanshien（アットマーク）pref.gunma.lg.jp

メールアドレス中、（アットマーク）を@（アットマーク）に替えてください。

※件名に必ず「第二種区画漁業権における群馬県内水面漁場計画（素案）に関する意見」と記入してください。

4.提出された意見の取扱い

- ご意見はできるだけ具体的に記入してください。漁場計画策定に関係がない内容や主旨が不明確な内容にはお答えができない可能性があります。
- 特定の個人や団体への誹謗中傷や公序良俗に反する内容が含まれるものは、受け付けられません。
- 電話での意見提出は受付いたしかねますのでご了承ください。また、上記提出方法以外での提出や募集期間内に到着しなかった場合も同様となります。
- 利害関係の疎明欄が未記入若しくは匿名又は利害関係人でないと判断される場合には、回答ができない場合があります。

5. 提出にあたっては、必ず氏名、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス）を明記してください。個人情報は適切に管理し、公表はしません。
6. ご意見の概要とこれに対する県の対応については整理した上で、蚕糸園芸課ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
7. 提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

このページに関するお問い合わせ先

農政部 蚕糸園芸課 水産係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
Tel : 027-226-3095

第二種区画漁業 群馬県内水面漁場計画（案）

1 区画漁業の公示番号、免許の内容たるべき事項

公示番号	漁業種類	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁場の位置及び区域		漁業の名称	漁業時期
区第1号	第二種区画 漁業権	個別漁業権	前橋市上大屋町9 4番地	千貫沼	こい類養殖業	1月1日から 12月31日まで
区第2号	同	同	前橋市大前田町1 89番地	久保替戸沼	同	同
区第3号	同	同	前橋市粕川町込皆 戸86	入田沼	同	同
区第4号	同	同	前橋市粕川町上東 田面167	伊勢の森下沼	同	同
区第5号	同	同	前橋市粕川町月田 1371	吉沼	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第6号	同	同	伊勢崎市波志江町 3096	波志江上沼	こい類養殖業	同
区第7号	同	同	伊勢崎市磯町 350-1	磯沼	同	同
区第8号	同	同	伊勢崎市境下渕名 九反田3115	下渕名東沼	同	同
区第9号	同	同	高崎市箕郷町富岡 341	鳴沢湖	わかさぎ養殖業	同
区第10号	同	同	藤岡市金井字牛秣 469	鮎川貯水池	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第11号	同	同	吾妻郡中之条町大 字入山字沼山 4059-2ほか	野反湖	ます養殖業	同
区第12号	同	同	利根郡片品村大字 東小川字根子 4660	丸沼	ます養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第13号	同	同	利根郡片品村大字 東小川字菅沼 4657	菅沼	同	同
区第14号	同	同	利根郡片品村大字 東小川字根子 4661	大尻沼	ます養殖業	同

- 2 免許予定日 令和6年1月1日
- 3 申請期間 令和5年10月1日から同年11月10日まで
- 4 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで